

○議長(上田悟) 次に、二十九番今井光子議員より、意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――二十九番今井光子議員。

◆二十九番(今井光子) (登壇) 意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書(案)につきましても、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第八号

てんかん患者とその家族への支援を求める意見書(案)

てんかんは脳の慢性疾患であり、脳神経の一部が一時的に過剰に活動し、それが意識障害、けいれんなどの発作となってあらわれる病気である。全国に百万人の患者がおり、医療の進歩、早期診断・早期治療により、約七十%の患者が発作に悩まされない生活を送っているが、現代の医療では発作を止められない患者や、適切な治療を受けるに至っていない患者も多く存在する。

また、発作の止まっている患者であっても、再発の不安ストレスによる精神疾患、医療費、学校や仕事の問題など様々な悩みを抱えている。さらに、根強く残っている誤解や偏見から、修学、就労、結婚などで差別的な扱いを受け、苦しめられている患者も多い。

一九九七年より世界保健機構(WHO)、国際抗てんかん連盟(ILAE)、国際てんかん協会(IBE)の共催による世界的キャンペーンが行われるなど、てんかんに関する理解と福祉の向上が国際的に広がりつつあるが、日本国内では十分ではなく、いまだに多くの患者が苦しめられている。二〇〇八年に招集された第一六九回通常国会で、日本てんかん協会が提出した請願五項目が採択されたものの、具体化にいたっていない現状である。

よって、政府においては、次の項目を具体化されることを求める。

- 一 (啓発) てんかんについての国民的理解を広げるための広報につとめること
- 二 (福祉) 障害程度区分の判定にてんかん障害特性を反映させ、てんかん患者の福祉向上につとめること
- 三 (労働) てんかんにより自動車運転などが困難な患者の就労を促進するため、自動車運転免許を必要としない職種への配置を指導・援助するなど、就労支援につとめること

四 (交通) 現在、「療育手帳」「身体障害者手帳」で適用されている交通運賃の減額制度を、てんかん患者も利用できる「精神障害者保健福祉手帳」にも適用するようつとめること

五 (医療) 系統的なてんかん専門医の育成と、地域における日常医と専門医の連携など、てんかん医療の充実につとめること

六 (教育) 教員向けの研修に、てんかんに関する教育課程を設けること。また、保健体育の時間に疾患の特性などを学ぶカリキュラムを含めること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(上田悟) 一番宮木健一議員。

◆一番(宮木健一) ただいま今井光子議員から提案されました意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書(案)に賛成します。

○議長(上田悟) 六番尾崎充典議員。

◆六番(尾崎充典) ただいま今井光子議員から提案されました意見書第八号、てんかん患者とその家族への支援を求める意見書(案)に賛成します。

○議長(上田悟) ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、二十九番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

